

六 第 43 条（特定設備等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>43(1)－4 措置法令第28条第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が300万円以上、230万円以上又は150万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p>	<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>43(1)－4 措置法令第28条第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が300万円以上、230万円以上又は150万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p><u>同条第8項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p>
<p>（圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額）</p> <p>43(1)－5 措置法令第28条第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が300万円以上、230万円以上又は150万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>（圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額）</p> <p>43(1)－5 措置法令第28条第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が300万円以上、230万円以上又は150万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>措置法令第28条第8項に規定する機械及び装置の取得価額が3億円、2億円又は1億円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p>
<p>（ばい煙の処理の用に主として使用することの判定）</p> <p>43(2)－2 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙及び<u>同条第8項</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>（ばい煙の処理の用に主として使用することの判定）</p> <p>43(2)－2 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙及び<u>同条第4項</u>……………</p> <p>……………</p>

七 第 43 条の 3 《保全事業等資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 43 条の 3 《<u>保全事業等資産の特別償却</u>》関係</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(特定認定法人の株式保有割合等の判定の時期)</p> <p>43 の 3-1 <u>措置法第 43 条の 3 第 1 項の山村振興法第 12 条第 5 項に規定する認定法人が、措置法令第 28 条の 3 第 1 項に規定する「その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の 4 分の 1 以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人」</u>（以下「<u>特定認定法人</u>」という。）に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした<u>措置法第 43 条の 3 第 1 項</u>に規定する建物及びその附属設備並びに機械及び装置を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注) <u>認定法人</u>の発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の 4 分</p>	<p style="text-align: center;">第 43 条の 3 《<u>特定中核的民間施設等の特別償却</u>》関係</p> <p>(特定法人の株式保有割合等の判定の時期)</p> <p>43 の 3-1 <u>法人が、措置法第 43 条の 3 第 1 項に規定する「その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の 2 分の 1 以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人」</u>（以下「<u>特定法人</u>」という。）に該当する法人であるかどうかは、その取得又は建設（以下「<u>取得等</u>」という。）をした同項に規定する建物及びその附属設備を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注) <u>法人</u>の発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の 2 分の 1 以上の数又は金額が 2 以上の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている場合であっても、当該法人は、<u>特定法人に該当することに留意する。</u></p> <p>(特定認定法人等の株式保有割合等の判定の時期)</p> <p>43 の 3-2 <u>措置法第 43 条の 3 第 2 項の表の第 1 号に規定する認定法人又は同表の第 2 号に規定する認定を受けた法人</u>（以下「<u>認定法人等</u>」という。）が、<u>措置法令第 28 条の 3 第 4 項</u>に規定する「その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の 4 分の 1 以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人」（以下「<u>特定認定法人等</u>」という。）に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした<u>措置法第 43 条の 3 第 2 項</u>に規定する建物及びその附属設備並びに機械及び装置を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注) <u>認定法人等</u>の発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の 4</p>

の1以上の数又は金額が2以上の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている場合であっても、当該認定法人は、特定認定法人に該当することに留意する。

(特別償却の対象となる建物の附属設備)

43の3-2 措置法第43条の3第1項……………

(廃止)

(廃止)

分の1以上の数又は金額が2以上の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている場合であっても、当該認定法人等は、特定認定法人等に該当することに留意する。

(特別償却の対象となる建物の附属設備)

43の3-3 措置法第43条の3第1項又は第2項……………

(固定資産税及び不動産取得税の軽減又は免除の意義)

43の3-4 措置法令第28条の3第1項に規定する「当該施設に含まれる建物について地方税法第6条の規定により固定資産税及び不動産取得税が軽減又は免除をされるもの」とは、その建物について固定資産税と不動産取得税の双方が軽減又は免除をされるものをいうことに留意する。

(中核的民間施設等の取得等に必要な資金の判定単位等)

43の3-5 措置法第43条の3第1項第1号若しくは第2号に規定する中核的民間施設又は同項第3号に規定する中核的施設（以下43の3-5において「中核的民間施設等」という。）の取得等に必要な措置法令第28条の3第1項に規定する資金の額が6億5千万円以上であるかどうかは、一の計画に基づき取得等をする中核的民間施設等ごとに判定するものとする。

(注) 中核的民間施設等の取得等に必要な資金の額が6億5千万円以上であるかどうかは、その中核的民間施設等につき法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けるものであってもこれらの規定の適用を受ける前の金額により判定するが、中核的民間施設等に含まれる個々の資産の特別償却額は、これらの規定による圧縮記帳後の金額を基礎として計算することに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(床面積の意義)</u>
<p>(圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額)</p> <p><u>43 の 3-3 措置法令第 28 条の 3 第 2 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………<u>同項第 2 号</u>……………210 万円以上……………</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p><u>43 の 3-4 措置法令第 28 条の 3 第 2 項第 2 号</u>……………210 万円以上……………</p> <p>……………</p>	<p><u>43 の 3-6 措置法令第 28 条の 3 第 2 項に規定する床面積は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積によるものとする。</u></p> <p>(圧縮記帳した保全事業等資産の取得価額)</p> <p><u>43 の 3-7 措置法令第 28 条の 3 第 5 項第 1 号又は第 6 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 5 項第 2 号又は第 6 項第 2 号</u>……………210 万円以上又は 180 万円以上……………</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p><u>43 の 3-8 措置法令第 28 条の 3 第 5 項第 2 号又は第 6 項第 2 号</u>……………</p> <p>……………210 万円以上<u>又は 180 万円以上</u>……………</p>

八 第 44 条 (地震防災対策用資産の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44-2 ……………</p> <p>(注) <u>措置法規則第 20 条の 8 第 1 号</u>……………</p>	<p>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44-2 ……………</p> <p>(注) <u>措置法規則第 20 条の 8 第 1 項第 1 号</u>……………</p>

九 第 44 条の 7 (商業施設等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>44 の 7-3 ……………</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>44 の 7-3 ……………</p>

.....同法第6条.....

(注)1

2

(店舗の意義)

44 の 7-5 措置法令第28条の10第2項.....

(店舗用の範囲)

44 の 7-6 措置法令第28条の10第2項.....

(店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)

44 の 7-7 措置法令第28条の10第2項の建物が同項に規定する.....

(注)

(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)

44 の 7-8 措置法令第28条の10第2項の認定商店街整備計画.....

(廃 止)

.....同法第6条第1号.....

(注)1

2

(店舗の意義)

44 の 7-5 措置法令第28条の10第2項第1号.....

(店舗用の範囲)

44 の 7-6 措置法令第28条の10第2項第1号.....

(店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)

44 の 7-7 措置法令第28条の10第2項第1号の建物が同号に規定する.....

(注)

(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)

44 の 7-8 措置法令第28条の10第2項第1号の商店街整備計画.....

(小売商業の用に供されている建物の範囲)

44 の 7-9 措置法令第28条の10第2項第2号の共同店舗等整備計画に従って
取得等をした建物で小売商業の用に供されている部分には、商品の売場のほか
商品の保管及びこん包、発送等に使用される倉庫及び作業所、小売商業のため
の事務所、顧客又は小売商業のための車庫、顧客又は小売商業の従業員の使用
する洗面所等小売商業を営むに当たって通常必要なものとして使用されてい
る部分が含まれるものとする。この場合において、これらの部分が同一棟であ
るかどうかを問わないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)</p> <p><u>44 の 7-9</u> ……<u>認定商店街整備計画</u>……………</p>	<p>(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)</p> <p><u>44 の 7-10</u> ……<u>商店街整備計画又は共同店舗等整備計画</u>……………</p> <p>……</p>
<p>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</p> <p><u>44 の 7-10</u> ……</p>	<p>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</p> <p><u>44 の 7-11</u> ……</p>
<p>(床面積の意義)</p> <p><u>44 の 7-11</u> <u>措置法令第 28 条の 10 第 6 項</u>……………</p>	<p>(床面積の意義)</p> <p><u>44 の 7-12</u> <u>措置法令第 28 条の 10 第 8 項</u>……………</p>

十 第 44 条の 8 (製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44 の 8-1</u> 法人が、<u>措置法第 44 条の 8 第 1 項</u>に規定する……………</p>	<p>(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44 の 8-1</u> 法人が、<u>措置法第 44 条の 8 第 2 項</u>に規定する……………</p>

十一 第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p><u>45 の 2-3</u> <u>措置法第 45 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定の適用上</u>、法人が主たる事業として<u>医療保健業</u>を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p>	<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p><u>45 の 2-3</u> <u>措置法第 45 条の 2 第 1 項の表の各号の上欄又は第 2 項から第 4 項までに規定する事業は</u>、法人が主たる事業として<u>これらの事業</u>を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</p>
<p>(事業の判定)</p>	<p>(事業の判定)</p>

45 の 2-4 ……措置法第 45 条の 2 第 1 項から第 4 項まで……
……

(医療用機器の範囲)

45 の 2-5 措置法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号……

(注) ……

(廃 止)

(特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)

45 の 2-6 一の建物が特定病床 (措置法第 45 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する療養病床等 (措置法令第 28 条の 14 第 4 項に規定する病床に該当するものに限る。)) 又は措置法第 45 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する療養病床をいう。以下 45 の 2-6 において同じ。) ……

(注) ……

45 の 2-4 ……措置法第 45 条の 2 第 1 項の表の第 1 号の上欄又は第 2 項から第 4 項まで……

(医療用機器の範囲)

45 の 2-5 措置法第 45 条の 2 第 1 項の表の第 1 号の中欄のイ……

(注) ……

(介護老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)

45 の 2-6 一の建物が介護老人保健施設 (措置法第 45 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。) の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、介護老人保健施設の用に供されている部分について同項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が介護老人保健施設の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。

(注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が介護老人保健施設の用に供されているものとするができる。

(特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)

45 の 2-7 一の建物が特定病床 (措置法第 45 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する療養病床等 (措置法令第 28 条の 14 第 5 項に規定する病床に該当するものに限る。)) 又は措置法第 45 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する療養病床をいう。以下 45 の 2-7 において同じ。) ……

(注) ……

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の意義)</p> <p><u>45の2-7</u> 措置法第45条の2第2項第2号……………</p>	<p>(病院の意義)</p> <p><u>45の2-8</u> 措置法第45条の2第2項第3号……………</p>

十二 第46条《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第46条《経営基盤強化計画を実施する<u>指定中小企業者の機械等の割増償却</u>》関係</p>	<p>第46条《経営基盤強化計画を実施する<u>特定組合等の構成員等の機械等の割増償却</u>》関係</p>
<p>(総収入金額及び計画対象事業収入金額)</p> <p>46(1)-1 <u>措置法令第29条第1項第1号</u>……………</p> <p>……………<u>同号</u>の計画対象事業……………</p> <p>……………<u>同号</u>に定める承認……………</p> <p>なお、<u>同号</u>の……………</p>	<p>(総収入金額及び計画対象事業収入金額)</p> <p>46(1)-1 <u>措置法令第29条第2項第1号及び第4項第1号</u>……………</p> <p>……………<u>これらの号</u>の計画対象事業……………</p> <p>……………<u>これらの号</u>に定める承認……………</p> <p>なお、<u>これらの号</u>の……………</p>
<p>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない棚卸資産)</p> <p>46(1)-8 <u>措置法令第29条第1項第2号</u>……………</p>	<p>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない棚卸資産)</p> <p>46(1)-8 <u>措置法令第29条第2項第2号及び第4項第2号</u>……………</p>
<p>(割増償却の対象となる資産)</p> <p>46(2)-1 ……………<u>同条第1項</u>……………</p> <p>……………<u>同項に規定する</u>……………</p>	<p>(割増償却の対象となる資産)</p> <p>46(2)-1 ……………<u>同条第1項各号</u>……………</p> <p>……………<u>当該各号に掲げる</u>……………</p>
<p>(工場用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>46(2)-2 <u>措置法第46条第1項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p>(工場用の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>46(2)-2 <u>措置法第46条第1項第1号又は第2号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p>

(2) (注)	(2) (注) <u>(経営基盤強化事業を実施している旨の証明の取消しの効果)</u> 46(2)－4 <u>経営基盤強化計画を実施する者として措置法令第29条第1項に規定する証明書の交付を受けている者について当該証明書の交付の取消しがあった場合には、当該取消しの対象となった事業年度にさかのぼって措置法第46条第1項又は第52条の3第1項の規定が適用されないことに留意する。</u>
------------------------	--

十三 第46条の3（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額) 46の3－6 (1) (2) (3) (4) (5) (注)1 2	(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額) 46の3－6 (1) (2) (3) (4) (5) <u>(6) 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の</u> <u>時における価額の合計額</u> (注)1 2

十四 第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（貯蔵槽倉庫）</p> <p>48 - 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>6,000 立方メートル以上</u>.....</p>	<p>（貯蔵槽倉庫）</p> <p>48 - 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>4,500 立方メートル以上</u>.....</p>

十五 旧第 52 条（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（廃 止）</p> <p>（廃 止）</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 52 条（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却）</u></p> <p><u>52 - 1 措置法第 52 条の鉱工業技術研究組合等に対する支出金は、その支出した日を含む事業年度においてその全額を損金の額に算入するか、又は適当な期間に繰り延べて償却するかは法人の計算によることに留意する。</u></p>

十六 第 52 条（植林費の損金算入の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 52 条（植林費の損金算入の特例）関係</u></p> <p>（法人が分収造林契約を締結した場合の植林費の損金算入の特例の適用）</p> <p><u>52 - 1</u></p> <p>.....<u>措置法第 52 条</u>.....</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 50 条（植林費の損金算入の特例）関係</u></p> <p>（法人が分収造林契約を締結した場合の植林費の損金算入の特例の適用）</p> <p><u>50 - 1</u></p> <p>.....<u>措置法第 50 条</u>.....</p>

<p>(分収造林契約の意義)</p> <p><u>52-2</u> <u>52-1</u></p>	<p>(分収造林契約の意義)</p> <p><u>50-2</u> <u>50-1</u></p>
---	---

十七 第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定法人が2以上ある場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算)</p> <p>55-8</p> <p>.....措置法第55条第3項又は<u>第4項第1号から第5号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(株式と貸付金等とがある場合の取崩し)</p> <p>55-9</p> <p>.....措置法第55条第3項又は<u>第4項第1号から第5号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(債権の返済等を受けた場合の取崩し)</p> <p>55-10</p> <p>.....<u>同項第5号</u>.....</p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-11</p> <p>.....<u>措置法第55条第4項第5号かつこ書</u>.....</p> <p>(特定法人の株式等の評価減を否認した場合の海外投資等損失準備金の特例)</p> <p>55-13</p> <p>.....<u>措置法第55条第4項第5号</u>.....</p>	<p>(特定法人が2以上ある場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算)</p> <p>55-8</p> <p>.....措置法第55条第3項又は<u>第4項第1号から第4号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(株式と貸付金等とがある場合の取崩し)</p> <p>55-9</p> <p>.....措置法第55条第3項又は<u>第4項第1号から第4号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(債権の返済等を受けた場合の取崩し)</p> <p>55-10</p> <p>.....<u>同項第4号</u>.....</p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-11</p> <p>.....<u>措置法第55条第4項第4号かつこ書</u>.....</p> <p>(特定法人の株式等の評価減を否認した場合の海外投資等損失準備金の特例)</p> <p>55-13</p> <p>.....<u>措置法第55条第4項第4号</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)</p> <p>55-14<u>措置法第 55 条第 4 項第 5 号</u>.....</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15<u>措置法第 55 条第 4 項第 4 号</u>かつ<u>こ書</u>.....<u>同項第 4 号</u> 及び<u>措置法令第 32 条の 2 第 22 項</u>.....</p> <p>(青色申告を取り消された場合等の海外投資等損失準備金)</p> <p>55-17<u>措置法令第 32 条の 2 第 14 項から第 16 項まで</u>.....</p> <p>(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-18<u>法第 122 条第 2 項第 4 号、第 5 号、第 6 号</u>又は第 8 号..... </p> <p>(1) (2) (3) (4) (5)</p>	<p>(海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減)</p> <p>55-14<u>措置法第 55 条第 4 項第 4 号</u>.....</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>55-15<u>措置法第 55 条第 4 項第 3 号</u>かつ<u>こ書</u>.....<u>同項第 3 号</u> 及び<u>措置法令第 32 条の 2 第 21 項</u>.....</p> <p>(青色申告を取り消された場合等の海外投資等損失準備金)</p> <p>55-17<u>措置法令第 32 条の 2 第 13 項から第 15 項まで</u>.....</p> <p>(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>55-18<u>法第 122 条第 2 項第 4 号、第 5 号、第 7 号</u>又は第 8 号..... </p> <p>(1) (2) (3) (4) (5)</p>

十八 第 55 条の 6 (特定災害防止準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-1</p> <p>.....措置法令第 32 条の 4 第 5 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-1</p> <p>.....措置法令第 32 条の 8 第 5 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-2</p> <p>.....措置法令第 32 条の 4 第 10 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-2</p> <p>.....措置法令第 32 条の 8 第 10 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-3</p> <p>.....措置法令第 32 条の 4 第 14 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-3</p> <p>.....措置法令第 32 条の 8 第 14 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>

十九 旧第 56 条 (特定都市鉄道整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 56 条 (特定都市鉄道整備準備金) 関係</u>
(廃 止)	<u>(特定都市鉄道整備準備金の計算方法)</u>

十八 第 55 条の 6 (特定災害防止準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-1</p> <p>.....措置法令第 32 条の 4 第 5 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-1</p> <p>.....措置法令第 32 条の 8 第 5 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-2</p> <p>.....措置法令第 32 条の 4 第 10 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-2</p> <p>.....措置法令第 32 条の 8 第 10 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>
<p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-3</p> <p>.....措置法令第 32 条の 4 第 14 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</p> <p>55 の 6-3</p> <p>.....措置法令第 32 条の 8 第 14 項第 1 号.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p>

十九 旧第 56 条 (特定都市鉄道整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 56 条 (特定都市鉄道整備準備金) 関係</u>
(廃 止)	<u>(特定都市鉄道整備準備金の計算方法)</u>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>56-1 特定都市鉄道整備準備金は、措置法第 56 条第 1 項に規定する整備事業計画（以下「整備事業計画」という。）ごとに計算するのであるから、一の整備事業計画に係る準備金について積立不足となり、他の整備事業計画に係る準備金について積立超過となる場合においても、その積立不足に係る金額と積立超過に係る金額とを通算することはできないことに留意する。</u></p> <p><u>（整備事業計画が 2 以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算）</u></p> <p><u>56-2 法人が特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた特定都市鉄道整備準備金を含む。以下同じ。）への積立てを 2 以上の整備事業計画について行っている場合には、当該準備金の金額は、それぞれの整備事業計画について設けられているのであるから、措置法第 56 条第 3 項から第 5 項まで又は第 6 項第 1 号の規定による益金算入額は各整備事業計画ごとに計算することに留意する。</u></p> <p><u>（適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し）</u></p> <p><u>56-3 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の措置法第 56 条第 4 項の規定による均分取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</u></p> <p><u>56-4 特定都市鉄道整備準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>
(廃 止)	
(廃 止)	
(廃 止)	